

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成24年5月15日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

平成24年度「世田谷区産業振興計画（平成26年度～29年度）」策定支援業務委託

(2) 業務内容

世田谷区では、平成20年3月に策定された「世田谷区産業ビジョン」において、「区民・地域・世田谷を産業が支えていく、区民・地域・世田谷が産業を育ていく」というメインテーマのもと、世田谷産業のさらなる活性化を実現する基盤づくりや商業、工業・雇用、農業などの分野で各種必要な施策の方向性を決め、「世田谷区産業振興計画（調整計画）」をもとに事業を展開してきている。

「世田谷区産業振興計画（調整計画）」が平成25年度までの計画のため、平成26年度から平成29年度の4か年の「世田谷区産業振興計画（平成26年度～29年度）」（以下「振興計画」という。）について、平成24年度から平成25年度にわたり検討、策定を行う。

本業務は、振興計画の検討、策定に係る、世田谷の特性にあった都市型産業の育成・誘致等の検討支援、各種検討会議体の資料作成及び運営支援、企画立案、国・都の取り組み状況や社会動向等の情報収集、分析など、平成24年度における振興計画策定の取り組みに係る支援業務の委託を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結の日より平成25年3月31日まで（予定）

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 参加表明書提出日現在、世田谷区の競争入札参加資格を有し、「市場・補償鑑定関係調査業務」の共同運営格付がA～Bであること。
- (3) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 事業者を特定するための評価項目

- (1) 実施体制に関する事項

- ・業務担当者の実績及び経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制等
- (2) 類似する業務の実績
- (3) 業務の実施方針
 - ・関連資料、統計データ等を活用した区内産業状況の分析能力
 - ・世田谷区産業ビジョン等関連計画の認識・理解状況
 - ・世田谷の特性にあった都市型産業の育成・誘致等の検討
 - ・産業振興懇話会、庁内検討会議の運営支援能力
- (4) 見積金額及び内容の妥当性
- (5) プレゼンテーション内容
 - ・説得力
 - ・コミュニケーション能力

5. 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

6. 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷区産業政策部商業課 担当 小林・山下

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

電話：03-3411-6652 FAX03-3411-6635

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成24年5月15日（火）から5月24日（木）午後3時まで

場所及び方法：上記（1）担当所管課にて配布または、世田谷区ホームページ

（仕事・産業→お知らせ）にて公開（※ダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：平成24年5月24日（木）午後3時まで必着

場所：上記（1）担当所管課

方法：持参、郵送又はファクシミリ送信（ただし、郵送又はファクシミリの場合の未着事故についてはその責を負いません。）

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成24年6月15日（金）午後3時まで必着

場所：上記（1）担当所管課

方法：持参に限る。

7. その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 有
平成25年度「世田谷区産業振興計画（平成26年度～29年度）」策定支援業務委託（業務内容等は説明書による。）
但し、平成25年度の契約については、平成25年度の予算配当を条件とする。
また、平成24年度の履行状況及び、平成25年度の契約交渉により随意契約を締結しない場合がある。
- (7) 関連情報を入手するための照会方法 担当所管課及び、世田谷区ホームページ、区政情報センターなど
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。